

# 一 般 行 政 報 告

平成20年 第6回定例会 (12月)

## 《 目 次 》

- 1 台湾観光プロモーションについて・・・・・・・・・・ 1
- 2 第4次稚内市総合計画の策定について  
・・・・・・・・・・ 3
- 3 稚内市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化について  
・・・・・・・・・・ 5
- 4 みなと振興交付金事業について・・・・・・・・・・ 8
- 5 社団法人 宗谷畜産開発公社の解散について・・ 10
- 6 稚内駅前再開発事業の経過について・・・・・・・・ 12
- 7 流出油防除資機材・稚内基地の設置について  
・・・・・・・・・・ 14

平成 20 年・第 6 回稚内市議会定例会の開催にあたり、7 項目につきまして一般行政報告をいたします。

◎ 第 1 点目は、「台湾観光プロモーションについて」であります。

去る、11 月 9 日から 12 日までの日程で、稚内観光協会とホテル旅館業の関係者 11 名、利尻・礼文から礼文町長を含め 4 名の皆さんとともに台湾を訪れ、観光客誘致のためのプロモーションを展開してまいりました。

このたびのプロモーションは、本年度、「稚内・利尻・礼文・サロベツ観光振興協議会」が、「あさひかわ観光誘致宣伝協議会」に加入したことを契機に、道北観光圏として、台湾観光客の誘致を図るために行ったものです。

現地では、政府関係機関や日本観光協会台湾事務所などに対し、北・北海道への観光客誘致を強く要望するとともに、航空各社に対し、稚内・旭川の両空港への定期便とチャーター便の運航を要請してまいりました。

また、航空会社、旅行エージェント、約70社を集め、「観光セミナー」、「商談会」を開催したほか、高雄市においては、本市独自の新規市場開拓を狙い、民間の代表者ととともに、有力な旅行エージェントに対して個別の誘致活動を展開いたしました。

このたびの宣伝活動を通じ、台湾側からは当地域に対し、非常に高い関心を寄せていただいていることがわかり、現在の円高による厳しい状況の中でも、本市への観光が積極的に商品化されるであろう、という手ごたえを感じることができました。

台湾は、日本への旅行ニーズが高い市場であり、今後とも、積極的に誘致活動を続けるとともに、本市と旭川を基点とした広域観光ルートの充実など、今後とも関係町村と連携を密にし、受入体制の基盤整備に取り組んで参ります。

◎ 第2点目は、「第4次稚内市総合計画の策定について」であります。

昨年度より、作業を進めてまいりました第4次総合計画の策定について、このたび「基本構想」と「基本計画」の案のとりまとめを終えました。

策定にあたっては、36名の職員による策定委員会を中心に作業を行ってまいりましたが、「市民との協働」を基本とし、これまでにないほど多くの市民の参画をいただきました。

市民意識調査、各種団体への意向調査を行ったほか、高校生、公募市民、各種団体等を対象に延べ22回に及ぶワークショップを開催するなど、市民の皆様からいただいた貴重なご意見を参考に原案を作成いたしました。

また、稚内市総合計画審議会では、行政の素案について、二つの部会毎に、専門的で広い見地から精力的にご審議いただきました。

同時に素案については、11月7日から20日までの2週間、パブリックコメントを行い、市民意見の募集を行ってきたところです。

以上の経過を経て、審議会の意見などを基に最終案を作成し、本定例会に「基本構想」及び「基本計画」に関する議案を提出させていただきました。

策定過程において、ご協力いただきました審議委員をはじめとする関係者、関係機関の皆様に、改めて感謝と敬意を表するものであります。

今後は、次の世代に持続可能な活力あふれるまちを引き継ぐため、出来上がった計画を一つひとつ着実に実施していくことが、私たちに課せられた責務と考えております。

◎ 第3点目は、「稚内市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化について」であります。

稚内市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化につきましては、これまでも、その必要性、移行時期などに関し説明申し上げてきたところではありますが、このたび、事業団との間で、移行手法と不動産の処分方法等について協議が整いましたので、概要をご報告申し上げます。

移行時期につきましては、平成21年4月1日とし、その方法につきましては、既に一般社会福祉法人への移行を完了している北海道及び滝川市の例に倣い、法人の「定款変更」により行うことといたしました。

これに伴い、市から移管する施設は、現在、事業団が指定管理者として管理・運営を行っているもののうち、特別養護老人ホーム富士見園、養護老人ホーム富士見園、稚内市北光園、デイサービスセンターの富士見園と潮見園の合わせて5つの施設となります。

これらの施設の建物につきましては、市税を投入して建設した市民の財産であることから、適正な価格での有償譲渡も視野に入れながら検討を進めてきたところであります。

しかしながら、建設財源として国・道の補助金等が充当されており、有償譲渡となった場合には、補助金の返還、さらには地方債の繰上償還が発生することから、事業団の財力と本市の財政負担を勘案し、無償で譲渡することといたしました。

また、土地につきましては、無償貸付とし、5年後を目処に、新たな社会福祉法人と再度協議を行うことといたしました。

今後の予定といたしましては、本定例会において、必要な条例改正案等の議決をいただいた後、速やかに、財産処分に係る手続き等を進め、基本財産と運用資産等の精算については、次期3月定例会に関係予算を上程させて頂く予定であります。



本市としては、一般社会福祉法人への移行が円滑に行われ、施設利用者、さらには、そこで勤務される職員の皆様に不安を抱かせることが無いよう、十分に意を配して進めてまいり所存であります。

◎ 第4点目は、「みなと振興交付金事業について」であります。

平成19年度「みなと振興交付金事業」で実施した移転補償につきましては、本年5月に行われた会計検査院の实地検査において検討事項となっておりますが、その結果として、交付金の対象に該当しないとの結論に至ったことから、本件に対する交付金1千733万1,378円を返還することといたしました。

このたびの移転補償は、国際フェリーターミナルの駐車場として中央ふ頭を使用するにあたり、民間企業が所有する倉庫を移転する必要が生じたため行ったものです。

当該倉庫の敷地は、昭和36、37年に労働省所管の特別失業対策事業で埋立てを行ったものであり、港湾施設用地として港湾法第46条に基づき、大臣の認可が不要な貸付であると判断し、貸付を行って参りました。

しかし、貸付にあたっての法解釈、また、倉庫が補助目的に合致したものであるかという点について、会計検

査院で検討した結果、平成3年にこの倉庫が被補償者の所有になった時点で、補助目的に合致しない不適切な貸付となっているとの見解が示されたものです。

本市といたしましては、倉庫は港湾を利用した物流に供しており、港湾の利活用という観点から適切であると考え、貸付を行ってきたものですが、会計検査院としては、「係留施設を利用した港湾の物流」とは捉えがたいとして、その主張を受け入れられなかったことは、誠に残念であります。

結果的には平成3年から不適切な貸付を行ってきたこととなり、指摘を受けるような事務の執行を長期間にわたり続けていたことにつきましては、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げる次第であります。

この指摘を真摯に受け止めるとともに、今後は、是正を求められている点につきましては速やかに改善し、関連法令等を遵守した適正な管理を図って参る所存です。

◎ 第5点目は、「社団法人宗谷畜産開発公社の解散について」であります。

これまで、公社の解散に向け、資産の処理を進めてまいりましたが、残された農業研修施設の市への無償譲渡については、11月20日付けで、国の承諾を得たところであります。

これを受け、同公社では、今月1日の臨時総会において、解散することを決定したところであり、本日付けで解散の登記を行った後、直ちに北海道への届出を行う予定であります。

また、公社の債務の返済状況につきましては、10月24日に市の貸付金5億円を返済し、残金については金融機関からの元利償還に充てました。

その結果、公社の金融機関に対する未償還額は元金で10億30万円となり、市の損失補償に係る債務負担行為等につきましては、本定例会中に関連予算案を提出させていただく予定です。

公社の借入金も含めた経営状況の推移については、これまでも何度か報告させていただいておりますが、結果として多額の損失補償の実行に至ったことにつきましては、誠に遺憾であり、お詫び申し上げますとともに、改めて市民の皆様、議員各位にご理解賜りたくお願い申し上げます。

◎ 第6点目は、「稚内駅前再開発事業の経過について」であります。

市街地再開発組合については、去る11月18日に北海道知事から事業計画の承認と組合設立の認可を受け、現在、その母体となる準備組合が設立手続きを進めております。

予定では12月9日に組合設立総会を開催して理事長をはじめとする役員を選出し、その後、所定の手続きを経て、今月中旬には都市再開発法に基づく法人「稚内駅前地区市街地再開発組合」が設立されることとなりました。

次に、住宅事業についてであります。11月5日に住宅事業者の社長とお会いして、事業に参画すること、また4千万円の出資を行なうことに関し、事業者の意向を直接、確認させていただきました。

住宅事業者と同組合との契約については、今月中旬の本組合設立に合わせて、床を正式に借りるまでの期間の予約契約と本契約の2段階とする予定でとり進められております。

そのため、事業者名につきましては、予約契約締結後に公表したいと考えております。

また、映画事業については、株式会社 まちづくり稚内と映画事業実施予定者との間で基本的な合意がなされており、特定目的会社いわゆるSPCへの応分の出資についても、現在、調整中であります。

施設の概要としては、3スクリーン、約300席の規模で、平成22年春のオープンが予定されています。

最後に、まちづくり稚内の出資の受入についてですが、現在、民間から予定している出資金6千万円のうち、第一次の出資として1千200万円が完了しております。

また、残り4千800万円については、現在、出資要請を行っており、ほぼ予定通りの出資金が集められる見通しであります。

なお、今後の本事業に係る市からの出資につきましては、同社に対する本市の出資予定額の残り4千800万円と、SPCに対する出資金4千万円を予定しております。

◎ 第7点目は、「流出油防除資機材・稚内基地の設置について」であります。

サハリンⅡプロジェクトの進展に伴い、大型タンカーによる原油等の輸送が、いよいよ本格的に開始されることとなりました。

本市においても、9月に総合的な「流出油防除総合訓練」を実施するなど、防災体制の強化を図ってまいりましたが、去る10月24日、独立行政法人「海上災害防止センター」により、稚内港末広埠頭に流出油防除資機材基地が開設されました。

本市の地理的要件からみても、事故発生初期段階の迅速な防除措置を展開するために不可欠なものとして、設置について要請を重ねてまいりました結果、道内においては、室蘭・苫小牧・函館港に次ぐ4番目、北海道北岸では初の設置となりました。

この基地には、中型油回収装置や油処理剤散布装置が整備されており、万が一の事故に備え、流出油防除体制の更なる強化に繋がるものと考えております。



以上、7項目をご報告申し上げ、私の一般行政報告とさせていただきます。有難うございます。